

最高裁秘書第3895号

令和4年1月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生相談窓口が、相談してきた司法修習生の非違行為を知った場合、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年4月30日付け（同年5月6日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第32号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）